

東海化学工業会会則

昭和 39.6. 3 決定 昭和 59.5.17 改正 平成 22.5.28 改正

昭和 45.5.16 改正 昭和 63.5.19 改正 平成 30.5.15 改正

昭和 46.5.15 改正 平成 3.5.22 改正

昭和 47.5.13 改正 平成 7.5.23 改正

第一章 総 則

第 1 条 本会は東海化学工業会と称する。

第 2 条 本会の目的はつぎのとおりである。

1. 化学技術の水準向上
2. 当地方の化学関係諸団体との連携協力
3. 会員の教養の向上、親和の増進

第 3 条 本会は前条の目的を達成するためつぎの事業を行なう。

1. 専門部会、講演会、講習会、座談会、見学会などの開催
2. 図書、会報の発行
3. 化学と技術に関する研究業績の表彰
4. その他必要と認める事業

第 4 条 本会の事務所は名古屋市中区大須 1 丁目 35 番 18 号 一光大須ビル、中部科学技術センター内におく。

第 5 条 本会の事業および会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第二章 会 員

第 6 条 会員は正会員、特別会員、賛助会員および名誉会員とする。

第 7 条 正会員(個人会員)は、化学および化学工業に関係ある者とする。

第 8 条 特別会員(法人会員)は、本会の目的に協力する団体とする。

② 特別会員は、加入口数 1 口につき総会における議決権を 1 票有する。

③ 特別会員に所属する者は、本会が実施する事業に、正会員と同等の権利を持って参加することができる。

第 9 条 賛助会員は本会の目的を賛助する篤志家とする。

第 10 条 名誉会員は所定の手続きを経て総会において承認された者とする。

第 11 条 会員はつぎの種別に従って会費を納めなければならない。

正会員 年額 3,000 円； 特別会員 年額(1 口) 18,000 円

第 12 条 既納の会費は返戻しない。

- 第 13 条 名誉会員および賛助会員は会費を免除する。
- 第 14 条 入会希望者は会員の紹介によって所定の入会申込を行ない、幹事会の承認を得なければならない。
- 第 15 条 会員が退会しようとする場合は、未納会費があるときはこれを納入のうえ、その旨を本会に通知し、幹事会の承認を得なければならない。
- 第 16 条 会員が2年以上にわたり会費を滞納した場合には、幹事会の承認によりこれを除籍することができる。

第三章 総会および評議員会

(総会の種類)

第 17 条 総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の招集)

第 18 条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開く。

第 19 条 臨時総会はつぎの事由により開く。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 幹事会が必要と認めたとき
3. 全会員の5分の1以上によってあらかじめ会議の事項を示して請求があったとき

第 20 条 総会は会長が招集し、少なくともその7日以前に会議の主要目的事項を示してこれを会員に通告しなければならない。

(総会の審議運営)

第 21 条 総会で議決または承認を要する事項はつぎのとおりである。

1. 事業計画および収支予算
2. 前年度事業報告および収支決算
3. 基本財産の処分に関する事項
4. 会則の変更および会則において総会の権限に属せしめられた事項
5. 役員を選任および解任
6. その他必要と認めた事項

第 22 条 総会の議長は会長をもってこれにあてる。

- ② 会長が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず議長を指名することができる

第 23 条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- ② この条項は幹事会、評議員会にも適用する。

(評議員会)

第 24 条 本会に評議員会をおく。

- ② 評議員会は評議員をもって組織する。

第 25 条 評議員は総会の議決を経て、会員のうちから若干名を選任する。

第 26 条 評議員会は会長が招集する。

第 27 条 評議員会はつぎの事項を審議する。

1. 総会に付議する事項
2. 総会から委託された事項
3. その他必要と認められた事項

第四章 役員

(役員)

第 28 条 本会につぎの役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事 40名以内
4. 監事 2名
5. 顧問 若干名

第 29 条 会長、副会長、幹事、及び監事は、総会の議決を経て正会員または特別会員に所属する者のうちから選任する。

② 顧問は幹事会の議を経て会長が委嘱する。

第 30 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

第 31 条 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

第 32 条 幹事は会長を補佐し、会務を執行する。

第 33 条 監事は予算執行に誤りがないかを監査し、総会に報告する。

第 34 条 会長の任期は 1 年、その他の役員の任期は 2 年とする。ただし重任を妨げない。

② 役員は任期満了しても後任者の就任までは、その職務を行なうものとする。

③ 役員に欠員ができたときは、幹事会の議を経て補欠の選任を行なう。

補欠役員の任期は次の改選次期までとする。

(幹事会)

第 35 条 幹事会は会長、副会長、幹事をもって組織する。

第 36 条 幹事会は必要に応じて会長が招集する。

② 幹事会の議長は会長とする。

第 37 条 幹事会はつぎの事項を審議する。

1. 総会および評議員会に付議する事項
2. 役員の補欠の選任
3. 会員の入会、退会
4. その他会務の運営に関する事項

第五章 資産および会計

第 38 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の諸収入をもって支弁する。

第 39 条 本会への寄付金品は幹事会の議決を経てこれを受領する。

第六章 会則の変更ならびに解散

第 40 条 この会則は幹事会、評議員会および総会の議決を経なければ、変更することができない。

第 41 条 本会の解散は幹事会、評議員会および総会の議決を経なければならない。

第 42 条 本会の解散にともなう残余財産の処分は、幹事会、評議員会および総会の議決を経て、本会の目的と同種または類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

付 則

この会則の変更は、総会で決議のあった日から執行する。

昭和 39.6. 3 決定

昭和 45.5.16 改正

昭和 46.5.15 改正

昭和 47.5.13 改正

昭和 49.5.11 改正

昭和 53.5.11 改正

昭和 54.5.23 改正 第 11 条 会費値上げ

昭和 59.5.17 改正 第 11 条 会費値上げ

昭和 63.5.19 改正 第 13 条 ②追加

平成 3.5.22 改正 第 11 条 会費値上げ

平成 7.5.23 改正 第 16 条 追加

平成 8.5.28 改正 第 11 条 会費値上げ

平成 9.5.28 改正 第 13 条 ②削除、第 28 条 3. の変更

平成 12.6. 6 改正

平成 22.5.28 改正 第 4 条 所在地変更

平成 30.5.15 改正 第 8 条の変更、及び第 2、3 項の追加(特別会員からの正会員指名を変更)

第 23 条の変更(常任幹事の削除)

第 29 条の変更(顧問の位置付けの不整合を是正)